

水質検査成績書

第 23-15435 号

依頼者 目梨郡羅臼町栄町100の83

羅臼町長 湊屋 稔 様

2024年 03月 05日 御依頼の試料について検査した結果は次の通りです。

種別	浄水	区分	簡易水道						
採水年月日	2024年03月05日	時間	9時38分	天候	前日	晴	当日	曇	
施設名	岬簡易水道								
水源名称	クアマベツ川水系クアマベツ川								
採水地点	羅臼町岬町 消防詰所								
採水者	平尾 晃 一	所属	羅臼町建設水道課						
気温	1.6	°C	水温	7.4	°C	残留塩素	0.15 mg/L		
No.	項目名	結果値	水質基準	検査方法	定量下限値				
01	一般細菌	0	1ml中	1mlの検水で形成される集落数が100以下であること。	標準寒天培地法	-			
02	大腸菌	不検出		検出されないこと。	特定酵素基質培地法	-			
03	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	0.12	mg/L	10mg/L以下であること。	イオンクロマトグラフ法 (陰イオン)	0.03			
04	鉄及びその化合物	<0.01	mg/L	鉄の量に関して、0.3mg/L以下であること。	ICP法	0.01			
05	塩化物イオン	4.9	mg/L	200mg/L以下であること。	イオンクロマトグラフ法 (陰イオン)	0.2			
06	有機物 (全有機炭素 (TOC) の量)	<0.3	mg/L	3mg/L以下であること。	全有機炭素計測定法	0.3			
07	pH値	7.4		5.8以上8.6以下であること。	ガラス電極法	-			
08	味	異常なし		異常でないこと。	官能法	-			
09	臭気	異常なし		異常でないこと。	官能法	-			
10	色度	<1	度	5度以下であること。	透過光測定法	1			
11	濁度	<0.1	度	2度以下であること。	積分球式光電光度法	0.1			
		以下余白							
検査方法	平成15年厚生労働省告示第261号 (最終改正 令和4年3月31日厚生労働省告示第134号)								
判定	上記の検査項目については水質基準に適合する。								
検査期日	2024年 03月 05日 ~ 2024年 03月 13日								
検査責任者	試験検査部部长 横山 貴浩								
	2024年 03月 13日			水道法第20条登録水質検査機関 登録番号 第29号					
				建築物飲料水水質検査登録機関 登録番号 北海道第56水第8号					
				札幌市豊平区平岸1条8丁目6番6号					
				一般財団法人 北海道薬剤師会公衆衛生検査センター					

1. 成績書の内容を転記する場合は当センターの承認を得てください。

2. 本結果は依頼された検体についての検査結果であり、該当検体のすべてを保証するものではありません。


水質検査成績書

第 23-15436 号

依頼者 目梨郡羅臼町栄町100の83

羅臼町長 湊屋 稔 様

2024年 03月 05日 御依頼の試料について検査した結果は次の通りです。

種別	浄水	区分	簡易水道						
採水年月日	2024年03月05日	時間	10時44分	天候	前日	晴	当日	曇	
施設名	峯浜簡易水道								
水源名称	リクシベツガワ水系リクザカエガワ (5037-20)								
採水地点	羅臼町峯浜町 峯浜消防詰所								
採水者	平尾 晃一	所属	羅臼町建設水道課						
気温	1.2	°C	水温	4.0	°C	残留塩素	0.12 mg/L		
No.	項目名	結果値	水質基準	検査方法	定量下限値				
01	一般細菌	0	1ml中 1mlの検水で形成される集落数が100以下であること。	標準寒天培地法	-				
02	大腸菌	不検出	検出されないこと。	特定酵素基質培地法	-				
03	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	0.09	mg/L 10mg/L以下であること。	イオンクロマトグラフ法 (陰イオン)	0.03				
04	鉄及びその化合物	<0.01	mg/L 鉄の量に関して、0.3mg/L以下であること。	ICP法	0.01				
05	塩化物イオン	5.1	mg/L 200mg/L以下であること。	イオンクロマトグラフ法 (陰イオン)	0.2				
06	有機物 (全有機炭素 (TOC) の量)	0.3	mg/L 3mg/L以下であること。	全有機炭素計測定法	0.3				
07	pH値	7.2	5.8以上8.6以下であること。	ガラス電極法	-				
08	味	異常なし	異常でないこと。	官能法	-				
09	臭気	異常なし	異常でないこと。	官能法	-				
10	色度	<1	度 5度以下であること。	透過光測定法	1				
11	濁度	<0.1	度 2度以下であること。	積分球式光電光度法	0.1				
		以下余白							
検査方法	平成15年厚生労働省告示第261号 (最終改正 令和4年3月31日厚生労働省告示第134号)								
判定	上記の検査項目については水質基準に適合する。								
検査期日	2024年 03月 05日 ~ 2024年 03月 13日								
検査責任者	試験検査部部长 横山 貴浩								
	2024年 03月 13日	水道法第20条登録水質検査機関 登録番号 第29号 建築物飲料水水質検査登録機関 登録番号 北海道第56水第8号 札幌市豊平区平岸1条8丁目6番6号 一般財団法人 北海道薬剤師会公衆衛生検査センター							

1、成績書の内容を転記する場合は当センターの承認を得てください。

2、本結果は依頼された検体についての検査結果であり、該当検体のすべてを保証するものではありません。

